新 旧 対 照 表

三重県公共工事共通仕様書　令和５年２月一部改定

◆第１編 共通編　　P.1 ～ P.1

三　重　県

現行条文（令和４年７月版）								新条文（令和５年２月版）								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	改定理由
1	1	1	43	6	1	（1）技術者の専任	受注者は、請負金額3,500万円（建築工事にあっては、7,000万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあっては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知　平成28年12月19日付け　国総建第349号）によるものとする。	1	1	1	43	6	1	（1）技術者の専任	受注者は、請負金額4,000万円（建築工事にあっては、8,000万円）以上の場合、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあっては、監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知　令和4年12月23日付け　国不建第457号）によるものとする。	**諸法令の改正にともなう**
1	1	1	43	6	2	（2）技術者の兼任	受注者は、請負金額500万円以上3,500万円未満（建築工事にあっては請負金額が1,500万円以上7,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、１人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、２件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあっては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。	1	1	1	43	6	2	（2）技術者の兼任	受注者は、請負金額500万円以上4,000万円未満（建築工事にあっては請負金額が1,500万円以上8,000万円未満）の県発注公共工事（応急工事等に係るものを除く）において、１人の主任技術者（監理技術者）が兼任できる工事数は、２件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円（建築工事のみの場合にあっては6,000万円）以下の場合はこの限りではない。	**諸法令の改正にともなう**